平成２６年（フ）第１４０号
広島県呉市焼山政畝３丁目７番15号　101号室
債務者　大元　佑香
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１００号
福岡県嘉穂郡桂川町大字豆田254番地14　豆田団地２－７号
債務者　高山早百合
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１９０号
大分市仲西町２丁目３番28号　サングレイス仲西305
債務者　藤村　藤雄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２１号
大分市西大道３丁目２番10―107号　第２園田ビル
債務者　髙橋　京子（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２８号
大分市大字一尺屋586番地
債務者　渡邊　雄太
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
富山市稲荷元町１丁目２番12―103号　プルメリア
債務者　岩橋　麻弥
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７号
兵庫県洲本市海岸通１丁目６－８　ハーバーヴィラ102、住民票上の住所兵庫県洲本市本町７丁目１番32号
債務者　金谷　礼子（旧姓高杉）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７２号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地24棟401号
債務者　知念高志こと　ＥＤＳＯＮ　ＴＡＫＡＣＨＩ　ＣＨＩＮＥＮ
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８１号
名古屋市西区新道１丁目21番15号　グループホーム円頓寺北館、住民票上の住所名古屋市西区上小田井１丁目170番地の１　リエス庄内緑地公園102号
債務者　鎌田　行博
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６５号
神戸市垂水区多聞台２丁目11　Ｃ02―302、住民票上の住所神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住２―104号
債務者　田中　純治
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７４４号
兵庫県三木市別所町小林734番地の17　ローレルハイツ北神戸５号棟538号
債務者　松本　武士
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２５号
神戸市兵庫区大開通６丁目３番23号　ハイライフ大開301号
債務者　脇田　英二
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８２９号
神戸市長田区駒ケ林町４丁目15番８号　駒ヶ林マンション301号、従前の住所神戸市長田区苅藻通２丁目７番14号　湊川大橋荘402号
債務者　浅見　宗良
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０８号
北海道帯広市西25条南２丁目７番地66　ハイツカッセル105
債務者　飯田　頌子（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
青森市大字筒井字桜川35番地３　コーポ坂本８号
債務者　南　　竜也
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４３号
青森市里見１丁目18番22号
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係